

# 川越市立泉小学校いじめ防止基本方針

## I 基本方針

本基本方針は、川越市いじめ防止基本方針を受け、本校のいじめ防止について学校の基本方針を示したものである。

泉小学校は、「児童一人一人の瞳が輝く学校」を目指す学校像として、いじめ防止のための教育活動を教職員一丸となって取り組んでいく。

### 1 いじめ防止に対する基本理念

#### ◎学校の基本認識

**いじめは絶対に許されない行為である。**

○「いじめが人間として許されないことであること」「人間は互いに尊重されるべき存在であること」を学校教育の柱としてすえ、全教職員の共通理解を図り、一致協力して、教育活動に取り組む。

○いじめについては、家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。

○いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

(1) 日常的にいじめの問題について触れ、すべての教育活動を通して、児童生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てる。

(2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにきめの細かい教育活動を行う。

(3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりに取り組む。

(4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備し実効性のある取組を行う。

(5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている児

童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を継続して行う。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものである。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」が行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、該当児童生徒の力関係を考慮し、判断する。
- (3) いじめられている児童生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

## 3 いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許さ

れない」ことを学校全体に浸透させる。

- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や特別活動(縦割りの活動、話し合い活動等)、人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進・充実により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、学級会や各委員会、代表委員会等が中心となって、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

#### 4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査(なかよしアンケート等)や定期的な教育相談の実施等により、児童が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (3) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (4) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

#### 5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」(生徒指導部会)で直ちに情報を共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・指導に困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、すみやかに所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめた児童を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめられた児童の心のケアのため、中学校に配置されているさわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめた児童への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・いじめた児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
  - ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
  - ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
  - ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
  - ・ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
  - ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
  - ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、非行防止の取組や情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。
- ・児童生徒が自殺を企図した
  - ・身体に重大な傷害を負った
  - ・金品等に重大な被害を被った
  - ・精神性の疾患を発症した
  - ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
  - ・その他校長や教育委員会が認めるもの
- (2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ発生を報告する。（学校は「事故速報」にて報告）

- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (3) 教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。
- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
  - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- (4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
  - ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
  - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
  - ・いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
  - ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - ・いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (6) 調査結果については、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

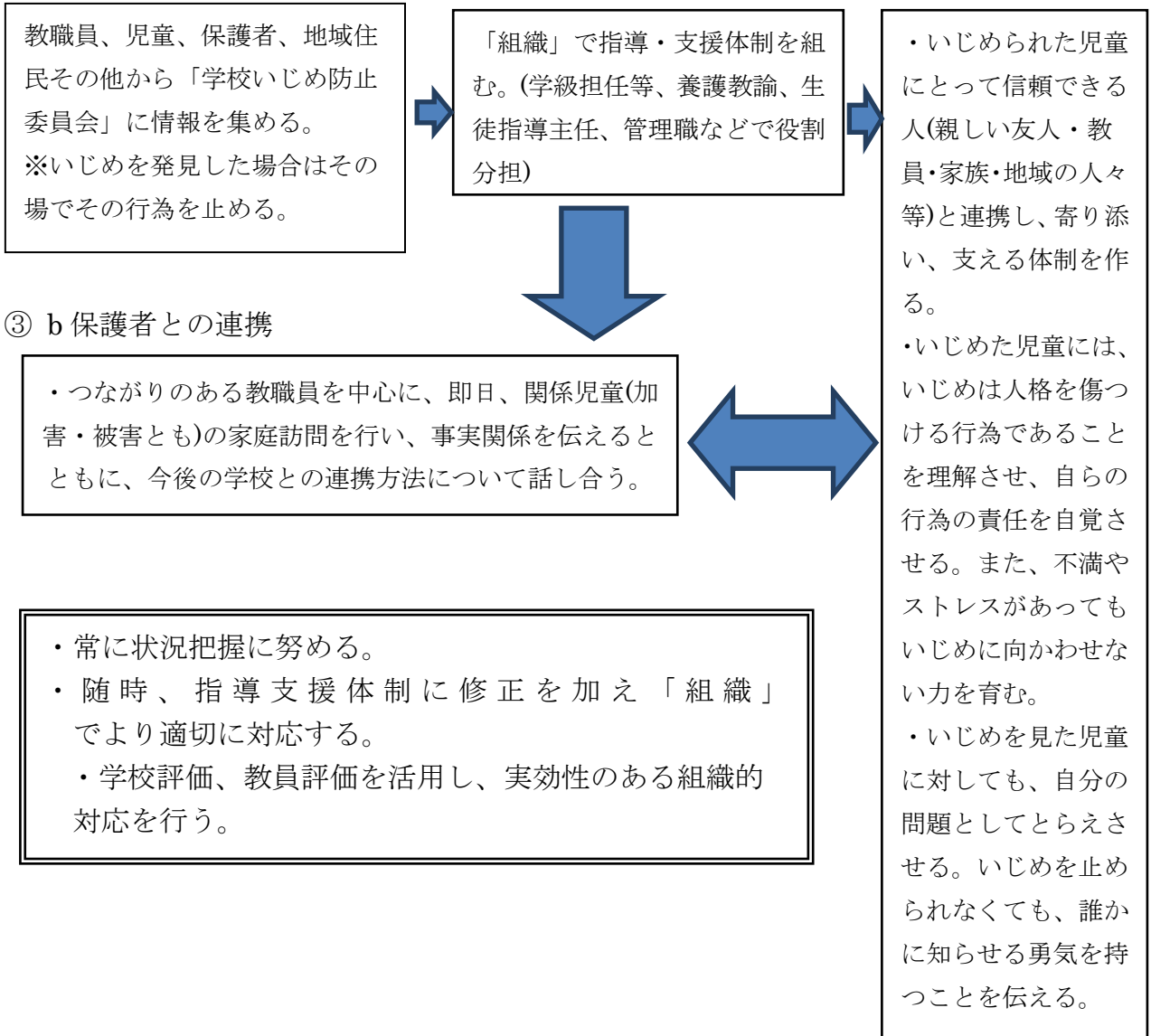
## 7 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、各学校生徒指導部会等を中心に、必要に応じて、自治会長やPTA役員、中学校に配置されている、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。  
※各学校で組織した、「いじめ対策委員会」を活用する。  
本校においては、学校評議員会を充てる。  
※日々のいじめ問題には、生徒指導部会等に対応し、重大事案の調査や児童生徒のケアが必要な際に、自治会長やスクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。
- ・「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

## いじめ情報に伴う、組織的ないじめ対応の流れ

① 情報収集 → ② 指導・支援体制を組む → ③a 児童への指導支援



(2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくこ



とができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

#### (4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。児童の実態把握については、日常の教育活動や教育相談、保護者、地域からの情報提供のほか、児童への「なかよしアンケート」や保護者の学校評価アンケート」結果をもとに課題を具体的に掴み、組織的に速やかに改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

<b>Plan</b>	いじめ防止の取組の策定(校内いじめ対策委員会) ・生徒指導部会・企画会・職員会議・学校評議員会
<b>Do</b>	いじめ防止の取組の実践(学校・家庭・地域)
<b>Check</b>	いじめ防止の取組の評価(校内いじめ対策委員会) ・生徒指導部会・企画会・職員会議・学校評議員会
<b>Action</b>	いじめ防止の取組の見直し(校内いじめ対策委員会) ・生徒指導部会・企画会・職員会議・学校評議員会

#### (5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について、保護者会や個人面談、学校評議員会、学校地域連絡会等の開催や学校、学年、学級だよりの発行やホームページでの情報発信を通して、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

## II 関係機関との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた関係機関と連携した取組を積極的に推進する。

### (1) 相談体制の整備

- ・川越市立教育センター分室（リバーラ）におけるいじめ電話相談についての児童、保護者への情報提供、普及啓発
- ※相談箱・いじめ相談電子窓口の開設等の周知を図る。
- ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアルに掲載）

- ・中学校に配置されているさわやか相談員、スクールカウンセラーとの連携
- (2) 校内いじめ対策委員会の設置
  - ・学校評議員会を加えて組織
- (3) 早期発見の支援
  - ・定期的な児童生徒及び保護者対象のアンケート調査の実施  
(なかよしアンケート、学校評価アンケート)
- (4) 組織的な取組
  - ・いじめ防止年間計画の策定と実践
- (5) 教職員の指導力向上
  - ・いじめ対応マニュアルの作成と、その活用に係る研修会の実施
  - ・いじめの対応に関する教職員校内研修の実施
- (6) 児童の自主的な取組支援
  - ・特別活動を中心とした活動の推進  
(縦割り活動、話し合い活動、委員会活動等の充実)
- (7) インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止
  - ・非行防止教室の実施
  - ・情報モラル教室の実施
- (8) 川越市いじめ防止対策委員会（仮称）との連携
  - ・いじめ防止に向けた調査研究及び施策の活用
  - ・学校からのいじめの報告を受け、第三者機関として調査の実施
- (9) 学校と教育委員会との緊密な連携
  - ・教育指導課生徒指導担当による迅速かつ適切な支援を受ける
  - ・生徒指導担当指導主事による学校訪問による指導・助言を受ける
  - ・校種間連携担当指導主事による定期的な学校訪問による指導・助言を受ける